

全国森林計画（変更案）に対する意見の概要

- 1 募集期間 平成23年6月1日(水)～平成23年6月30日(木)の30日間
 2 提出者数 8件（個人7件、団体・法人1件）
 3 提出項目数 重複を排除し、19項目
 4 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の例（概要）
1 要旨を取り入れているもの	10	<p>○民有林と国有林の垣根を越えた、地域における林地利用のグランドデザインを示すことにより、施業集約化を図る林分が明らかとなり、流域段階における資源量や木材供給量の見通しが明らかになる。</p> <p>○近年、林業は若者の就労先として見直されてきているものの、これを確実にするためには、安定した収入の確保等を通じた人材の確保や育成が必要。</p> <p>○鳥獣被害の抜本解決のためには、野生動物の生息地再生や針広混交による育成複層林への移行が最優先課題である。</p>
2 要旨の一部を取り入れているもの	7	<p>○路網整備の水準で、傾斜区分毎に目標とする路網密度を提示することはすばらしいが、急峻地の路網密度を5m/haとすることに意味を感じない。横棒で示すことが適当ではないか。</p> <p>○奥山水源地域、尾根、山の上3分の1、急傾斜地、沢筋は保護樹帯としてゾーニングするべき。このような場所では、強度な間伐による針広混交の育成複層林の造成や広葉樹林などへ移行する施業を行うべき。</p> <p>○津波被害を軽減するために、堤防の内側・外側に深根性で潮害に強い樹種からなる防災林を設置するべき。</p>
3 修正するもの	0	
4 今後の検討課題等	2	<p>○衛星デジタル画像について、国産品を奨励していくべき。</p> <p>○森林GISは自治体毎に異なる仕様であることから、仕様の統合化を図るべき。</p>
合 計	19	

全国森林計画（変更案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果（案）

処理の結果の凡例及び項目数（重複を排除し19項目）

- | | |
|--------------------|--------|
| 1: 趣旨を取り入れているもの | (10項目) |
| 2: 趣旨の一部を取り入れているもの | (7項目) |
| 3: 修正するもの | (0項目) |
| 4: 今後の検討課題等 | (2項目) |

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
まえがき	民有林と国有林の垣根を越えた、地域における林地利用のグランドデザインを示すことにより、施業集約化を図る林分が明らかとなり、流域段階における資源量や木材供給量の見通しが明らかになる。	1	全国森林計画は、民有林における「地域森林計画」、国有林における「国有林の地域別の森林計画」の規範となるものであり、「まえがき」においても、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう、配慮するものとする」としているところです。
I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	森林GISは自治体毎に異なる仕様であることから、仕様の統合化を図るべき。	4	森林GISは、各都道府県ごとにその状況に応じた形で導入がなされていることから、ライセンス等を含め仕様が異なっているとの実情にあります。また森林GIS情報を含む森林情報の活用にあたって、現在、部局間を越えた連携方法などについて議論がなされていることから、今後の課題とさせていただきます。
I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している」と記載されているが、放置されたスギ等の人工林は、下層植生が消えるなど、生物多様性の保全に寄与していないのではないかと。	1	全国森林計画においては、ご意見にある放置されたスギ等の人工林について、適切な間伐等の施業を実施し、下層植生が豊かで生物多様性の保全を含む公益的機能の維持増進を図る考えを示しているところです。
I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林の整備及び保全の目標	森林整備の目標として、育成単層林、育成複層林、天然生林毎の面積のほか、総蓄積、総成長量を示し、具体化する必要がある。	2	森林整備の目標については、国民各層に判りやすく、シンプルなものとする必要があることから、原案のとおりとさせていただきます。
II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	針広混交の育成複層林や広葉樹林を目指すにあたっては、天然更新補助作業が不要な場合もあるのではないかと。	1	天然更新補助作業については、天然下種更新を導入する全ての箇所で行うといった記述ではなく、それぞれの林地の状況に応じて行う旨を記載しているところです。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	奥山水源地域、尾根、山の上3分の1、急傾斜地、沢筋は保護樹帯としてゾーニングすべき。このような場所では、強度な間伐による針広混交の育成複層林の造成や広葉樹林などへ移行する施業を行うべき。	2	奥山水源地域、山の上3分の1等の全てを保護樹帯とする考えはありませんが、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要のある場合は、所要の保護樹帯を設置するとともに、森林の有する機能を高度に発揮するため、森林・林業基本計画に定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ第1表に基づきゾーニングを行った上で、第5表を基本とした施業を行うこととしていくところでは、
II 森林の整備に関する事項 2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	公益的機能別施業森林等の施業方法が明記されておらず、生物多様性の保全等のために、どのような施業が行われるかが判らない。	1	公益的機能別施業森林の施業方法については、第5表に記載しているところでは、
II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	搬出間伐に大きく役割を果たす「森林作業道」が出来たにもかかわらず、林道だけに焦点を当てる計画となっている。「森林作業道」を全国森林計画の中にきちんと位置づけるべきである。	1	全国森林計画では、新たに第6表を掲げて、林道、林業専用道のほか、森林作業道も含む路網密度を示しているところでは、 また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムを確立する観点から、第6表を目安として林道、林業専用道及び森林作業道を整備することとしているところでは、
II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	路網整備の水準で、傾斜区分毎に目標とする路網密度を提示することははずらしいが、急峻地の路網密度を5m/haとすることに意味を感じない。横棒で示すことが適当ではないか。	2	急峻地については、架線系の作業システムを導入することとしているところでは、その場合にも、一定の路網整備が不可欠と考えているため、具体の路網密度を記載しているところでは、
II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	路網整備を進めるに当たっての技術者が不足している中、急傾斜地の多い日本での路網整備は急速に進めるべきではない。	1	「技術者が不足している」とのご指摘については、森林・林業基本計画第3の2(2)①において、「間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者について、必要な研修や資格制度を検討するなど、戦略的・体系的な取組を進める。」としており、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針の活用等も含め、丈夫で簡易な路網の整備に必要な技術の普及・定着に努めていく考えです。 「路網整備は急速に進めるべきではない」とのご指摘については、一律に路網整備するのではなく、全国森林計画では第6表において傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の目安を示すとともに、自然条件や事業量のまとまり等に応じた弾力的な路網整備を進めることとしているところでは、
II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	大部分の山林所有者は零細であり、この所有形態を変えなければ、いつまでたっても計画は立てても進まない。小さな所有者が、山林を手放す時の譲渡税を免除する等、意欲のある山林家に山を集め、経営が成り立つようにすることが必要。	2	全国森林計画では、森林施業の合理化を図るため、意欲ある森林所有者等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととしているところでは、
II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	近年、林業は若者の就労先として見直されてきているものの、これを確実にするためには、安定した収入の確保等を通じた人材の確保や育成が必要。	1	全国森林計画では、林業に従事する者の養成及び確保について、就業相談会の開催や就業体験等の実施、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保などを促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとしているところでは、

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	津波被害を軽減するために、堤防の内側・外側に深根性で潮害に強い樹種からなる防災林を設置すべき。	2	全国森林計画においては、東日本大震災の復興に向けた海岸部の保安林の再生について記載しているところです。 また、現在、被災地域の復興に向けて、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、海岸防災林の再生に向けた技術的な検討を行っているところであり、本検討会での議論を踏まえ、今後は、都道府県等と連携しつつ、海岸防災林の整備を進めていく考えです。
Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	堤防近辺に防災林を設置するための法律を整備すべき。	2	海岸部の森林について、津波の減衰効果を含む潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を発揮させる必要がある場合には、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が、保安林に指定の上、地元市町村とも連携しつつ、治山事業により海岸防災林の育成整備を推進しているところです。
Ⅲ 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	衛星デジタル画像について、国産品を奨励していくべき。	4	衛星デジタル画像の調達に当たっては、WTO政府調達協定との整合性に十分に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意しつつ検討することが必要と考えます。
Ⅲ 森林の保全に関する事項 3 森林の保護等に関する事項	鳥獣被害の抜本解決のためには、野生動物の生息地再生や針広混交による育成複層林への移行が最優先課題である。	1	野生鳥獣による森林被害対策として、野生鳥獣との共生にも配慮した針広混交の育成複層林や野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとしているところです。
Ⅲ 森林の保全に関する事項 3 森林の保護等に関する事項	森林の保護等に関する事項に関して、捕獲や防護柵の設置等の防除活動、緩衝帯の整備等を総合的に進めるとの記載は適切。 今後については、野生鳥獣被害が増えることが予想されることから、捕獲による対策を一層進めることが必要。	1	鳥獣被害対策については、個体数管理を含む鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ推進していく考えです。
【全般】	保安林の機能を最大限に発揮し、絶滅が危惧されるクマなどの生物多様性保全にも資するものとするため、今後は、水源涵養及び土砂流出・崩壊防備目的の保安林の人工林については、強度間伐により自然林に戻すことを原則とするとともに、新たな指定は自然林とすること。	2	水源かん養及び土砂流出・崩壊防備目的の保安林など、公益的機能の発揮が求められる森林については、公益的機能別施業森林としてゾーニングを行い、立地条件等に応じて、針広混交林等に誘導する考えを示しているところです。
【全般】	原発事故以来、自然エネルギーへの転換が取りざたされており、木質バイオマスエネルギーについても、利用を推進すべき。	1	新たな森林・林業基本計画では、木質バイオマスの利用に当たっては、パーティクルボード等の木質系材料としての利用を進めるほか、カスケード利用を前提としつつ、石炭火力発電所や木質専燃発電所における未利用間伐材の利用等に関する施策が位置づけられており、森林・林業基本計画に即して変更がなされる全国森林計画においても、この考え方と整合した計画量が計上されているところです。